

## 三井食品株式会社の産業競争力強化法に基づく事業適応計画の認定について

農林水産省は、三井食品株式会社（法人番号：5010001043281）から提出された「事業適応計画」について令和5年12月25日付けで認定を行いました。

### 1. 事業適応計画の認定

三井食品株式会社（以下「申請者」という。）から提出された「事業適応計画」について、産業競争力強化法第21条の15第4項の規定に基づき審査をした結果、同法第2条第12項に規定する事業適応を行うものとして、同法に定める認定要件を満たすと認められるため、令和5年12月25日付けで「事業適応計画」の認定を行いました。

今回の認定により、申請者は税制措置の適用を受けることが可能となります。

### 2. 申請者の概要

名称：三井食品株式会社  
代表者：代表取締役社長 柴田 幸介  
住所：東京都港区西新橋1丁目1番1号

### 3. 事業適応計画の実施時期

令和5年12月から令和8年3月まで

### 4. 申請者の事業適応計画の概要

最大級の物流拠点を開設し、既存の物流業務の集約化を図り、また最先端のマテハン設備を導入し、自動化・省人化を推進することで、ローコストかつ高品質な物流オペレーションを実現させることにより、付加価値額の創出と炭素生産性の向上を図る。

### 添付資料

- [\(別添1\) 事業適応計画のポイント\(PDF : 337KB\)](#)
- [\(別添2\) 事業適応計画の概要の公表\(PDF : 125KB\)](#)

#### 【お問合せ先】

新事業・食品産業部食品流通課  
担当者：森山、石井  
代表：03-3502-8111（内線4326）  
ダイヤルイン：03-6744-2070

当社は、「楽しさが広がる食の世界を創造し人々の豊かな生活に貢献すること」を企業理念とし、食の安心・安全・安定供給を通じて社会に貢献することを目指す。その上で、SDGs宣言を通し、持続可能な社会の実現を目指している。

その中で、当社が運営する最大級の物流拠点を開設し、既存の物流業務の集約化を図り、また最先端のマテハン設備を導入し、自動化・省人化を推進することで、ローコストかつ高品質な物流オペレーションを実現させることにより、付加価値額の創出と炭素生産性の向上を図る。

## <事業適応計画の概要>

### 1. 事業適応計画の実施期間

2023年12月～2026年3月

### 2. 生産性向上目標・新需要開拓目標

炭素生産性を7.9%以上向上させる。

### 3. 前向きな取組みの内容

首都圏東物流センター（千葉県流山市）を開設し、既存の物流業務を集約すること、及び、最先端のマテハン設備を導入し、自動化に伴い、業務効率化が図られ、付加価値額を向上させ、目標年度に炭素生産性を7.9%向上させる

### 4. 支援措置

税制措置（カーボンニュートラルに向けた投資促進税制）

## <取組みの内容のイメージ>

### 三井食品のSDGs宣言

～私たちは約束します～

働きやすい会社  
をつくります

地球の未来、環境  
を守ります

食の『安全・安心・安定』  
を届けます

地域社会や取引先との共生  
価値観の共有  
柔軟な働き方  
人材育成



食品廃棄の削減  
食品リサイクルの促進  
省エネ・省資源の取り組み  
環境配慮型容器・資材の活用



品質管理とトレーサビリティ強化  
物流品質・需給管理精度向上  
サプライチェーンの生産性向上  
BCP体制構築



## <首都圏東物流センターの外観等>



様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

認定事業適応計画の概要の公表

1. 認定の日付

2023年12月25日

2. 認定事業適応事業者の名称

三井食品株式会社

3. 認定事業適応計画の内容

(1) 事業適応に係る事業の目標

当社は、「楽しさが広がる食の世界を創造し人々の豊かな生活に貢献すること」を企業理念とし、食の安心・安全・安定供給を通じて社会に貢献することを目標とする。その上で、SDGs宣言を通し、持続可能な社会の実現を目指している。

具体的には、SDGs宣言にて以下の取組等を実施した。

- ・食品ロス削減への取組
- ・物流センターへの太陽光発電システム設置
- ・サステナブルな原料を使用した商品の取扱い拡大
- ・未利用部位を活用したエシカル惣菜の開発

本計画では、当社が運営する最大級の物流拠点開設に伴い、最先端のマテハン設備を導入し、自動化・省人化を推進することでローコストかつ高品質な物流オペレーションを実現させることにより、付加価値額の創出と炭素生産性の向上を図る。

(2) その事業の生産性を相当程度向上させることまたはその生産し、もしくは販売する商品もしくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標。

2023年度より事業適応を開始し、2025年度(目標年度)までに、事業者全体の炭素生産性を7.9%向上させることを目標とする。

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標

2025年度(計画終了年度)に、経常利益を計上することを目標とする。

(4) 事業適応の類型

エネルギー利用環境負荷低減事業適応

(5) 計画の対象となる事業(日本標準産業分類における中分類名称およびその分類コード)

飲食料品卸売業(52)

(選定の理由)

飲食料品を主体とした卸売事業を営んでおり、主業に関連する物流センターを計画の対象とするため。

(6) 事業適応の具体的内容

本計画は、既存4センターで対応していた物流業務を、当社が運営する最大級の物流拠点となる首都圏東物流センターに集約し、効率化を図る更新投資である。

計画初年度は、2023年12月末に、首都圏東物流センターで自動倉庫、搬送コンベヤ、デパレタイザ及びソーター等から構成されるマテハン設備一式を取得予定。物流業務は、既存4センターより順次、首都圏東物流センターに移管をしていく計画であり、2025年度に業務移管が完了する。

一方、既存4センターは、移管後に閉鎖する予定であり、既設マテハン設備等によるCO2排出量の削減が図られる。他方、首都圏東物流センターでは、更新投資のマテハン設備によりCO2排出量がやや増加することになるが、本計画全体では、集約化及び、自動化設備の導入による業務効率化が図られ、対応出来る取扱量が増加することで付加価値額が大幅に増加し、炭素生産性が向上することが見込まれる。

これらの取組を通じて、目標年度である2025年度までに事業者全体の炭素生産性を7.9%向上させる。

(7) 事業適応の開始時期および終了時期

開始時期：2023年12月

終了時期：2026年3月